

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行います。

3つ今回質問致しますが、最初に、国保関係についてお聞きしたいと思います。

ご存知のとおり、来年度から国の法律によってであります、国保、国民健康保険がこれまで市町村で行っておりました。それが、都道府県単位で国民健康保険が運営されることとなります。その点について、3つの項目でお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですが、今、北海道段階で来年からこの国保事業をどのように進めていくかということで、鋭意協議、論議しております。で、その市町村がどういう風にその広域化を具体的に運営するか等も含めて、北海道国民健康保険運営方針のその案が出されております。この中身は、単に北海道がどうするだけではなくて、北海道と市町村、町村の国民健康保険の運営をどうするかという中身が書かれている運営方針案、つまり江差町としてどういう風にこれから来年の、来年度以降の国民健康保険がなるかという大事な方針案になります。江差町として、町として、どのような意見を道に意見反映しているのか、一つお聞きしたいと思います。

それから、2つ目であります。問題は、来年度以降、江差町の国民健康保険税がどうなるか、ということになります。国保税、国保加入者は、国保税だけではなくて、当然中には介護保険料も払っている方もいらっしゃいます。町民税、固定資産税等々、本当に一人当たりの負担が大変になってきている、という部分で、今日は国保でありますので、この国保についても少しでも国保税が安くなる、そういう広域化であれば本当に万々歳なのですけれども。その点で、北海道の方では、来年度以降の国保税について、一定のシミュレーション、言葉は仮算定とかそんな言い方しておりますが、制度が非常にややこしくて、道が出している算定表、正式なものも私もらって見ているのですけれども、本当によく分からない。これは、答弁によっては再質問でお聞きしたいと思います、いずれにしても、この仮算定で江差町の国保税がどうなるのか。まずは、あの教えて頂いて、その上でもう少し数字から私なりの問題点を再質問でお聞きしたいと思います。

で、3点目ですが、その上で、でありますけれども、先程もちよつと言いました。少しでも国保税を、負担を少なくする、そういう方策が新たな運営方針の中で、まだ今案です

けれども、の中で、江差町も最大限意見反映をしながら、国保税の負担を少なくすると、そういう方法を頑張っ、江差町としても今から進めてもらいたいなと思っております。色々方法論もあるのかもし、れません。例えば、総額がどうなるかっていう問題もありますけれども、総額が仮に一定程度決まったとすると、それを税率でどうい、う所得の方はこれだけの国保税と、かって、色々なのもありますけれども、例えば資産割は無くす、今あの資産割を無くしているところが出てきておりますけれども、例えば資産割を無くすことによ、って、一定のその負担の先程言、った税率によって所得階層等変わ、ってくる。私は、まず資産割を無くすという方向。

それから、どうしても応能応益ということで、大きく括りてい、うと、二つありますけれども、どうしても応益、つまり例えば一人当たり、家庭だとか家族だとか、一人当たりの部分で高くな、っちゃうと、所得が低くても、その部分国保税が高くなります。そういう点では、応能割、つまり所得の一定の、高い方はそれ相当の国保税を収納する、額を決めてく、と。応能割を高くする、これも一つの方法論。

それから、先程ちょっと言、いしましたが、均等割、世帯割だとか一人当たりと、かって色々方法論あるのですけれども、均等割、生まれたばかりの赤ちゃんも一定の国保税でも所得ある方ももちろん加入者にもい、らっしゃいますが、それも全部同じように税率を掛、けてくと、どうしても子どもさんがいる世帯等は国保税が高くな、ってしまいます。そういう点では、均等割を無くす若しくは少なくする、そういう方向も含、めて、国保税の負担感を少なくするとい、う方法論を是非とも今から検討して、来年4月以降の実施に向けてい、って頂きたいと思、います。以上まず3点、第1点目でお聞、きしたいと思、います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の1問目にお答、え致します。

始めに、北海道国民健康保険運営方針に関するご質問にお答、え致します。

平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度において、北海道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は被保険者の資格管理や保険税率の決定、賦課、徴収、保険事業の実施等を引き続き行うこととされており、道と市町村が共通認識の下で事務の広域化や効率化を図る、推進するために道が国民、国民健康保険の運営に関する統一、的な方針を策定することとしてい、ます。

これまで、道では、方針素案、方針原案、方針案に係る意見照会を各市町村に行うと共に、本年3月にはパブリックコメントを実施し、本年7月に本運営、本運営方針を策定、公表した後、9月には道議会へ国保条例、条例案を上程することとしてい、ます。

ご質問の江差町としての意見につきましては、制度に係る各課で各案の内容を確認

していますが、意見提出は行っておりません。本運営方針に関しましては、3年ごとに道と市町村それぞれが検証して見直すこととされており、新たな制度での検証を踏まえ、必要に応じて意見反映をして参ります。

次に、新制度における江差町の保険税が現時点でどのようになるか、どのようになると見ているかについて、でございますが、平成30年度からは、都道府県が市町村ごとの国保事業費の納付金を決定し、市町村が都道府県へ納付することとなりますが、本年2月に行われた第2回の仮算定による試算においては、平成27年度の実績での比較となりますが、全体で約5パーセント程度下がる見込みとなっております。今後、第3回の仮算定や概算納付金額が提示され、より具体的な試算を行うこととなりますが、現時点において全体の保険税額については、大きく増えることはないものと考えております。

次に、新制度で国保税の負担を少なくする方策をとることについて、でございますが、平成30年度以降の国保税額につきましては、道から示される納付金額を基に、市町村ごとに税率を決定していくこととなるものでございますが、現在江差町では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式によって行っており、応能・応益の比率についても国の基準である50対50を基本としてきたところでございます。保険税の賦課方法や比率の変更については、各世帯の税額に大きく影響することからも、税率の算定に当たっては、道の標準保険料率の算定基準や現行方式との比較を行い、全体的な影響等を考慮しながら検討して参りたいと考えております。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

あの、今町長からも答弁ありましたが、非常に分かりづらいのですね、今の制度が。ですから、後でちょっと言いますけれども、あの正直何がどうなのか、今の答弁ではね分からないのですよ。具体的にちょっとお聞きします。

で、まず、意見反映しないという点ですね、ちょっとお聞きしますが、これ後の3つ目にも繋がるかもしれませんが、運営方針の中で税率について、あの今町長方針、あの回答ありましたけれども、4方式ですね。あの資産割だとか、所得割、世帯割、個人割、4方式でやりますと。それをどうするかっていうことについて、課長ご存知のとおり、先程言った運営方針、今案ですけれども、その中に道としてはこうするっていうのが書いてありますよね、課長ね。で、これに対して、江差町はどのように考えているのか。全く意見反映ないっていうのは、道から言われたことをそのままあのやろうとしているのか。

これ全部、これたまたま概要で本編はもっと分厚いのでちょっと大変なのですが、一つだけお聞きします。あの保険料率に関して言うと、国、道はちょっと逃げていますよね。

4方式でもいいけれども、つまり資産割を無くした3方式これは一応市町村に示すと。市町村に示すのが3方式なのですよ。4方式でも、つまり今までとおり、資産割も入れた4方式でも、やる場合は良いけれども、北海道としては3方式、つまり固定資産、資産割は無くす。このことについて、どのように考えているのかも含めてですよ、何も考えが無いのか、まだまだ色々ありますよ。これは少しね、町村で意見が言った方が良さだろうということあるのですが。ちょっとその点についてお聞きしたい。例えば。

それから、もっと大事なのが、2つ目の国保税がどうなるか。先程ちょっと分かりづらいつて言ったのは、先程町長は何て言いましたっけ、平成でいうと27年度に比べれば2回目の試算は5パーセント位下がるって言いましたか。これ、課長、5パーセント下がるって意味合いは、違いますよね。北海道が試算する考え方っていうのは、3つありますよね。一つは北海道が市町村に対して、これだけの国保納付金って言うておりますけれども、納めて欲しいという納付金ですよ。それから、本来市町村が集め、必要として集めるべき国保税、試算ではよく必要なあの保険料とか何とかって書いていますね。それから、もう一つ、このもう一つが大事なのですけれど、実際に市町村が例えば収納率100パーセントじゃありません。それから、色々な国から来る、いわゆる法定の国で決められた一般会計からの繰入金、そういうもの等も除いて、実際に小野寺なら小野寺に掛けられた国保税が幾らなのか。分かりづらいかもしれません。納付金と北海道が示す納付金と仮算定、それから、それによって市町村が集めなければならないお金。だけれども実際に、平成27年度ですと、納付率も収納率も落ちているかもしれない、それから先程言った国から来る一般会計等もそれはそれで我々は払う必要無いですから。そういうもの差引いた実際の保険税、それで比べますと、27年度一人当たりの保険税、資料で頂きましたが、27年度ですと一人当たり8万7,548円ですよ。それで、試算、これ北海道の資料ですけども、27年度の一人当たり保険料12万、12万713円、いいですね。これ北海道の資料ですから、課長のところにあると思うのですけれど、ありますね、手元にね。さっき、答弁書いたの、これ見て答弁書いたのでしょ。北海道の資料、北海道が示した2回目の、今年の2月6日で出された北海道の仮算定で出した資料を見て、町長答弁を課長書いたのですよね。いいですよ。その時に、先程言っているのは、平成27年度の一人当たり保険料12万713円、これは課長ご存知かと思うのですけれど、先程言った一般会計から基盤安定の関係、つまり国から来る保険料を、決められた3割減免だとか、5割減免だとか、あの減額する部分を国から来るお金、それも入れて計算するのですよ。だから、12万713円、一人当たり、しかし実際に江差町の国保税は先程言った8万7,543円なのです。8円か。それから、納付金が去年と今年2回仮算定したけれども、先程答弁ありましたのは2月6日に2回目の北海道の仮算定、これが11万、だから下がっている、5パーセント下がっているという数字出るのです。

しかし、実際の、実際の国保税、27年度は8万7千円なのです。それから見たら、北海道の仮算定はそれを上回る。ですから、このまま行けば値上げなのです。分かりま

す、課長、私言っていること。で、これは、何故かと言ったら、仕方が無いのです。市町村によっては、一般会計から繰入していることが、江差町の場合は、法定外繰入はゼロ。法定外繰入はゼロですから、単純なのですが、他の町村は、色々国保税らを下げようと思って法定外繰入を色々出しているのです。で、北海道は、そのことを計算していったら、全道的な比較が出来ないからということで、一切あのそういうのも全部含めて一人当たり出しちゃうのですね。ですから、法定外繰入をしないとしたら本当に国保税が高くなっちゃうのですけれども、江差町は法定内繰入、単純にそれだけです。で、それを入れて12万です。多分ね、それ以外にもあるのでしょうか。

で、もう一回結論言います。ちょっと。

(議長)

小野寺議員、質問してください。その説明は、課長。

「小野寺議員」

だって、ちょっと、一番最初の答弁が無茶苦茶な答弁だったから言っているのですよ。

(議長)

無茶苦茶っていうよりも、課長が今答える訳だから、質問してください。

「小野寺議員」

いいから、ちょっと聞いてください。

(議長)

理由はいいのですよ。

「小野寺議員」

聞いてください。

(議長)

質問してください。

「小野寺議員」

はい。それで、27年度の実際の国保税から見たら値上がりなのです。先程、5パーセント下がるということは、私が言った実際のシミュレーションやった場合に、国保税がどうなるかって聞いたのです。そういう意味でもう一回あのきちっとあの27年度で比較するのだったら、こんな風になるっていうことを、実態と併せて言って欲しい。これが一

つです。

そうすると、大変な値上がりになっちゃうのですよね、このまま行っちゃったら。ただし、第3回目の仮算定がどうなるか分かりません。分かりませんので、所得水準も多少変更になるでしょう。ですから実際に来年度4月以降どうなるか分かりませんが、今のままですと、大変な増額、そういう点で、一問目で言った国・道に対して運営方針案に意見反映しなきゃならないのですよ。こんな無茶苦茶なことやめてくれと。

それから、そうだとすると、課長ご存知かと思うのですが、運営方針案では、全道一律の保険料、保険税にするっていう方針ありますね、課長、分かりますね。これやっていったら、尚更国保税がどうなるのか。大変な状況になる。そういう点について、実態をしっかりと押さえて、国保税を値上げさせないという立場の取り組みということが私は必要だと思うのです。分かりますか。その点について、しっかりとお聞きしたいと思います。

(議長)

聞きたいって。はい、「税務課長」。

「税務課長」

多岐にわたる質問でございますが、まずあの国保税のですね、意見反映というかですね、税率の4方式の考え方ですけれども、あの3方式、4方式ですが、先程あの議員がおっしゃいましたとおり、運営方針の中では道が標準保険料率を算定するに当たっては、資産割の無い3方式、所得割と均等割、それから平等割ということの3方式での標準保険料率を算定する、ということで、道はそれに基づいて各市町村のものを決めるということになります。

で、先程言いましたとおり、議員がおっしゃいましたとおり、道はその標準保険料率を基に各市町村の納付金額を決めて、市町村にやります。で、市町村が今その3方式、4方式やっているところありますので、その金額に対して納付金に対して、それぞれ市町村で税率をやり方はそれぞれ市町村にお任せしますと、いうことになっております。うちの方とすれば、まずその今、現在4方式であるという部分をまず基本にありますけれども、まず道が3方式でやっているので、すぐ3方式にするということ、道にそのまま合わせるということではなくて、道が納付金として納付額としてきた部分については、今の現状のものにまず照らし合わせた中で、その道の3方式、例えば変えていった場合どうなるかということもシミュレーションしながら、この辺のやり方、方式なりっていう部分はちょっと検討していきたいという風に思っています。

ただ、もう一つあの5パーセント位下がるというような言い方でかなり今色々な数字が出て来ましたが、第2回の仮算定を基に、国保連合会の方でシミュレーションのソフトを使って試算をしている状況ですけれども、これの比較の部分で私5パーセント位下がるという風に言っています。それぞれ、12万とか8万とか出てきていますけれど

も、先程色々なケースにあったとおり、納付金の額それからそれが今回納めて頂く額、それからあのさっき言った収納率の関係でということになるのですけれども、現行ですね、第2回の算定でのこのシミュレーション、国保連合会のシミュレーションで、やった部分でございますけども、これによりますとこれで計算しますと、一人当たりの額とすれば、現行の今の江差町の税率でそのままとすると一人当たりだいたい9万6千円位になると。その中で、道の標準保険料率に合わせて3方式で計算した場合、これ全く道の保険料率になりますけど、9万802円、そしてその金額に道の標準保険料率で出てきた金額にうちの方式を合わせてみると、9万1,352円という風な形で出て来ますので、だいたい4パーセントから5パーセント程度の一人当たりの額ということで、全体は下がっているという風にうちの方では試算をしています。これは第2回の仮算定のシミュレーションの結果に対してのものでございます。

それと、一律にするというあの道がこの後、この標準保険料率に合わせてあの平準化していくっていうのは、方針で出されていますけれども、今後あの見直しも含めて、3年ごとに見直しをしていくというような計画の中で、将来的にはそういった方向にはなっていくのだろうなという風に思いますけれども、ただ、現在の段階においては、それぞれの市町村で今掛けている税率の中で、それぞれ市町村であの高くなったり、安くなったりする部分ありますので、そういった部分を平準化していった後ということで、僕は捉えてるところでございますので、現状においてはまず今のうちの現状の税率と合わせてどういう風な比較をしながら、ということ考えていきたいという風に思っております。以上です。

(議長)

いいですか。小野寺議員、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい、すいません。私の立場から2点程お話をさせて頂きたいと思います。

まず1点目の納付金の試算、算定が一人当たり12万程になっていると。こちらの方で示している資料とすると8万円代になっていると。その差につきましては、議員のお話にもありましたように、基盤安定化に対する助成額を含める前の金額が12万という金額になっておりますので、これが30年度になった時点で、全く無くなるかということはそういうことはございません。あくまでも、試算をする上ではまだその基盤安定に対する財源措置を含めない形での数値としての12万円代ということになりますので、30年の新たな制度になった時には当然基盤安定、要は2割、5割、7割の軽減に対する国からの措置費が充当されて、保険料が私共でいう保険税が下がってくる、いう認識でおります。それが、まず1点目です。

2点目の、一律に関する考えなのですが、道が今示している保険料率の一律という考えにつきましては、全道全ての市町村が同じ税率を使うということではなしに、現在、試算

する上で参考としている、保険、失礼しました、医療費の格差、これを地域間で、例えば江差町の医療費がどのくらいかかっているか、安いのか低いのか、それを保険税に含めて試算しているのが現状でございます。将来的には、道としては、この医療費に対する差を無くする、無くして、所得と要は資産に関する部分、所得と世帯と人数、この3つの要素で試算をすることを、北海道としては保険料率を統一するという認識でいるということになっておりますので、ちょっと説明をさせていただきました。以上です。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員、3回目の質問。

「小野寺議員」

2回目でしょ。

(議長)

3回目だって。

「小野寺議員」

3回目か。

あの、ごめんなさい。それで、税務課長でいいのですが、あのちょっと確認しますけれど、残念ながらあのこれインターネットでとった、2月6日の仮算定の資料ありますよね、仮算定の資料、あの道で発表しているやつ。で、何回も言いますが、今、税率、仮算定で、道が考えている税率に置き換えると、置き換えると、平成27年度のこれは決算ですね、決算の一人当たりの国保税、これ8万7,548円ですけれども。これと、今回仮算定した時の一人当たり、納付金でいうと江差町の場合は11万2,565円ですよね。いいですね、課長。いいですよ。いいですね、仮算定の金額。いいです。この11万2,565円が、仮算定で道が示した数字、この数字と8万7千円と比較するのではなくて、ではなくて、きちっと道の方で税率を想定している部分でやっている、こういう金額にはならない。そういう先程の答弁ですね。答弁ですよ。それって、あの少なくとも道の色々審議会等が出した部分でちょっとその数字あの見当たらないのですけれども、少なくとも、仮算定で出てくる納付金が、北海道が町村に対してこれだけ払いなさいっていう金額です

よね。いいですよ。そうすると、ちょっと課長教えて欲しいのです。納付金は払わなきゃなんないですよ。それでその部分で、北海道が示した納付金を市町村で、税率でそれぞれ国保加入者に国保税を決める。で、その時に、先程から言うと、あの8万7,548円と比較しても、上がらない、下がる、どういう風にそれ数字として下がるようになるのでしょうか。納付金は100パーセント払わなきゃならないですよ。100パーセント。そうすると、それに対して、別に一般会計から何か繰入するだとか、何かやってなかったら、国保税を上げない限りは、納付金を全部道に納めなければならない。ここら辺ちょっと、先程の違いますよと、私言っているのは違いますよということについて、ちょっとお答え願いたい。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

私の言葉も足りなかったのかも分かりませんが、あの先程言いましたとおりあの、納付金の額については、先程ちょっと町民福祉課長の方も言いましたけれども、先程あの基盤安定の部分も含めて納付金ということになります。で、僕の方で弾いたのは、その部分も含めてあの国保連合会の方でシミュレーションした結果の部分で、下がるっていうのは、その部分が、を除いてそれぞれ個人に掛けていくものを試算した時に一人当たりの部分が下がっていく。先程11万と9万とか8万とかっていう部分の差が出るのですけれども、そういった部分での差になりますけれども、納めていく部分で言いますと、先程、経営安定基盤も含めた納付金というのは変わらないという風に思います。

「小野寺議員」

8万7千円より上がるのですか、下がるのですか。

「税務課長」

8万7千円の部分については、今回資料で出した額については、今の加入者とそれから一人当たりの所得かな、納付額の部分で弾いている部分なのですけれども、実際の今年の例えば実績、28年度実績等で一人当たりの部分でそんなに大きくは変わらないのですけれども、シミュレーションの部分でやった分とでは、下がってくるという風な形でみています。

「小野寺議員」

8万7千円より下がるのですか。下がらないでしょ。

「税務課長」

8万7千円より下がるかどうか、実際にこの部分は、今の現状のシミュレーションの部分で比較すると、27年度分ですけれど、8万7千円というよりは、実際のここの部分でシミュレーションしたものです。シミュレーションしたもので、比較していますので、先程言ったあの現行の27年度のそのソフトのシミュレーションとの比較の部分でやった時には、9万6千円というちょっと数字になるものですから、そことの比較での実際の。

「小野寺議員」

だから、上がるのですよ。はい。

(議長)

はい、1問目の質問はこれで終わります。

「小野寺議員」

はい、2問目にいきます。

(議長)

2問目の質問は、1時まで休憩し、昼から1時から2問目の質問をお願いします。それでは、1時まで休憩致します。

(昼食休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。
それでは、小野寺議員の一般質問、2問目から入ります。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2問目に移ります。

町長は、あの今年度執行方針で、空き家対策について、こう述べておりました。「昨年度実施した空き家調査の結果を踏まえ、管理不全な状態をつくらぬ対策と利活用に関する

る制度設計を構築して参ります」と、こういう風に述べております。

また、総務産業常任委員会でも色々論議致しました。今日も、委員長の方から意見を述べておりましたが、観光振興の観点からDMO関連予算があつて進められてきております。担当課でいうと、複数にまたがったこの問題、しっかりと空き家対策について統一的な政策が今求められると思います。

今、どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の2問目、空き家対策に関してのご質問でございます。

空き家対策に関しましては、第一義的には管理不全の特定空き家を選定することとなりますが、これらを含め、管理不全な状態を作らない対策と利活用に関する制度設計を平成29年度中において、構築することとしております。具体的には、関係する課長を中心に、空き家対策に係る庁舎内の検討委員会を組織し、空き家所有者への意識付け、特定空き家の選定方法、特定空き家認定後の対応、空き家管理不全の解消、そして空き家、失礼しました、空き家バンク制度の構築、等々について、それぞれの立場において議論・検討を図りながら方向性を見出して参りたいと考えております。

なお、本定例会終了後には、庁舎内の検討委員会を開催し、空き家対策制度設計の構築を図って参りますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの実はこの質問を取り上げたのは、あのちょっときっかけがありまして、たまたま南が丘で空き家、どっちかっていうと、あの古くて特定云々ではなくて、いわば利活用できるそういう空き家だったのですけれども、そこを使いたい、出来れば借りてそこに住みたいという方がいらっしゃいました。それで、あの南が丘でしたので、こちらでも最大限、

役場も含めて色々お聞きしたのですが、結果的にはあの分からなかったということで、その方は本当にもし分かればあの何年か分からないけれど、そこに住みたいという話がありました。それで、私この話を聞いた後、少しあの注意深く色々なことお聞きしたら、結構そういうここは使いたいだけけれども、よく分からないと。役場に聞いても分からないと、いうのもあのあたりして、早くもし利活用出来るのであれば、そういうバンクになるのか、またDMO関連の色々な対策なのか別として、今年度中という町長の答弁ありましたので、なるべく早く折角そういう部分があるのであれば対策として有効にやってもらいたいというのが一つと。

で、もう一つ、春先に台風のような強風の時もあったのですけれども、私、風が強い時、若しくは台風の時、いつも心配なのは、老朽家屋の例えば屋根だとか、壁だとか、飛んで通行中の人にそういう危害を与えないかとか、本当に至るところにありますよね。で、何回か役場に電話掛けて、担当課の人が、制度的にはどうなのかよく分かりませんが、事実上住民サービスという観点で、色々対策とってもらっているということは聞いております。

しかし、これね、いつまで放っておくのかと。早く対策を取らなかったら、また同じようなことを繰り返すというのがあります。それで、年度内という話ありましたけれども、今日終わったら、そういう対策進んでいると言いました。もうなるべく早く、対策進めるといって進めてもらいたいのですよ。これどこの答弁になるのか、あのDMOの関係でも動いていますよね、DMO。ですから、片肺にならないように、あの総合的にやるという意味では、時期を待たない、今年度ずっと後ということにならないと思うのです。そういう点で、どういうあのスケジュール的なものがあるのか、ちょっと担当の方で教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

2点のご質問でございました。

一つ目につきましては、空き家バンク制度と言いますか、あの今現在でも借りたい人がいるという中で、制度が構築されていないというところでもございましたので、そこにつきましては、先程町長答弁にもありましたとおり、今年度中に制度設計して参りたいという風に思っておりますし、また、一番大きいのは仲介するところを町とするのか、または宅建業者等々にするのかという大きな問題もございまして、これらにつきましても、この庁舎内の検討委員会の中で構築していければなという風にも思っているところです。

それと、強風等の時の現実的な対策ですと、対策ということでございますけれども、これをまたいつまで放っておくのかという内容でございました。今回の空き家対策の第一的

なところにつきましては、あの先程の町長答弁にもありましたとおり、まずは選定作業、これを進めていきたいなという風にも思っております。あのその検討委員会の中で、選定方法でありますとか、そういうところについても、議論をさせて頂いて、まずはあの選定作業、これについてまず取りかかっていたいという風に思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、いずれにしても、課長、早くあのもう調査も済んでいるし、あとそれ個々の問題ですよね。それから、空き家バンクに関していうと、一定の方法論というのは色々なところでもう先行しているところありますよね。ですから、方法論をゼロからじゃないですよ。なので、とにかく早くやってください。これは要望に留めます。

3問目に移ります。

(議長)

はい、3問目。

「小野寺議員」

はい。3問目ですが、これは、江差町が一部事務組合、檜山行政組合も含めて、江差町で負担していると、予算上、衛生処理組合、給食組合、檜山行政組合も一自治体でありますけれども、江差町が負担金を出していると、そういう点で、江差の議会で、江差の議員として可能な限りお聞きすると、そういう位置付けであります。

大きく2つあります、3つありますが、まず一つ。南部衛生処理組合、これは、負担金を出しているという観点もありますが、私自身、南部衛生処理組合の議員として、組合議会で色々この間お聞きしております。それを、じゃあ江差町でどうなのだと、構成町の江差町として、組合で色々論議している、それが江差町でどうなのだという、そういう立場で(1)と(2)お聞きするものであります。

で、まずそのうちの一つであります、リサイクルの問題。これはもうそうですね、私

の通告には5年前、10年前という言葉書きましたが、よく調べれば10年前、20年前ですね、私が議員になった、なった頃からずっと同じようなことやっています。ほとんど動いていないです。リサイクル行政、組合議会でも一般質問してきました。要は、リサイクルの主体的な仕事はどこが担うのか。組合なのか、町なのか、このことをずっと言ってきました。今年の3月の組合議会で、町長は、組合長の立場で、各町とご協議、そして組合としてどうするかということ判断していきたい、こういう風に述べております。じゃあ、江差町としての考え、これを改めて簡潔にお聞きしたい。ここにも書きましたが、5年前、10年前というよりは、10年前、20年前、少なくとも私自身が関わったと同じような答弁はもうして頂きたくない、というのが一つ目。

二つ目も、南部衛生処理組合の問題であります。これは、仕事というより組合議員そのものの問題です。かなり、微妙な問題もあります。規約上、組合の議会は、各町の議員、例えば私とか、それから町長から、構成の議員となっております。しかし、議会で議員で出ている町長が居たとしましたら、それは議員と言ってもやはり実質は町長、執行者側なのです、本来的には。しかし、そうではない、立場上、構成町から出されている組合の議員、私は副組合長等に町長は当然なるべきであって、そういうことを組合議会で見直しを求めましたが、町長は組合長という立場での答弁でしたが、「各構成町間のご協議を経なければならぬ、規約の大きな変更が伴います」と、当然です。「理解願いたいので、議員のご提言として受け止めさせていただきます」と、そういう答弁でした。やむを得なかったのかなと思いますが、改めてお聞きします。要は、これ動く、どう動くかっていうのは、町長さん方の部分の意見交換も含めてだと思ふのですけれども、まず江差町の町長として、改めてどう受け止めているか。そして、少しでも、もしそうあるべきだということになれば、構成町との意見交換ということが必要になります。そういう点でどうなるのか、お聞きしたいと思ひます。

ちょっと時間の関係上、少し早口でしゃべります。

(3) 檜山行政組合、これは私何回かここの議会で、それからあの行政組合に入った時もあのしゃべったことあるのですけれども。いわゆる、自賄い消防なのです。で、最初に大前提を言いますが、私はこの自賄い消防、あのやめなさいとか、すぐやめなさいとか、駄目だとかそういう立場ではなくて、改善しなければならないのではないかとこの立場でお聞きしたいと思ひます。江差町が負担金を出しているという、そういう意味合いで。

それで、今、行政、消防の行政は、消防本部として主体性、本当に確保されているのか、と私は言い難い、そういう風に思ひます。消防財政、それは本部経費の一部を除いて、消防施設等の整備、管理運営に関しては、実質的にはそれぞれの町で負担する、自賄い方式と言われている、そういうことになっています。これでは、消防本部の主体的な、主導的な計画、計画的な消防体制の推進が図りにくいのではないかと、構成町の財政力の違いが色々あって、それが消防力に格差が生じているのではないかと、組合全体として計画的な消防施設等の整備、広域災害、広域防災訓練、そういう実施が本当に実のあるものになるの

はなかなか困難ではないか、そういう問題意識を私は持っております。各構成町と消防の自賄い方式の改善方法について、協議すべきかと考えますが、如何でしょうか。ちょっと、早口になったのですが、以上であります。

「町 長」
議長。

(議長)
はい、「町 長」。

「町 長」
小野寺議員の3問目、一部事務組合に関してのご質問でございます。

1点目の資源ごみのリサイクルに関して、でございますが、昨年、組合から、組合での収集及び処理をする、また、または各町が収集し、組合または民間で処理をする、等収集処理に関していくつかのパターンの提示があったところでございます。現状の課題と致しましては、組合です、失礼しました、組合で処理するためには、施設建設費や運営費として新たな負担が発生することや、各町で収集した場合の収集方法や、経費コストの問題意識として受け止めているところでございます。以上のことから、組合で収集、処理するのか、各町で収集するのかを衛生処理組合が軸となり、各町ともリサイクルの取り組みについて、十分に協議をさせて頂いている現状でありますことから、その上で方向性を今後決めていきたいと考えております。

2点目の南部桧山衛生処理組合議会の議員構成について、町長議員の在り方、見直しのご質問でございます。普通地方公共団体の長につきましては、地方自治法第287条第2項により、一部事務組合への議会の議員を兼ねることは認められているところでございます。議員は、構成町の町長として、町長議員の是非について見解を求めています。私は組合の組合長という執行機関の立場のため、議会構成に関するこの場での発言は相応しくないものと思っておりますが、総じて言えることは、法的に問題は無いということでございます。また、議員のご提案に対しましては、構成町の各町長は、組合議会に出席しておりますので、承知しているところでありますが、本件に対する意見交換はしておりません。

3点目の檜山広域行政組合の消防自賄い方式の改善に関するご質問でございます。道内には、58の消防本部があり、単独消防で22本部、組合消防として36本部が組織されており、消防署や消防団に係る経費をそれぞれの町で負担する自賄い方式を採用しているのは、36組合のうち33組合となっている現状でございます。議員ご指摘の消防体制の推進や消防施設の整備等につきましては、消防本部として各消防署との間で十分に協議しているものですが、更なる連携強化も考えていかなければならないと認識しております。

また、広域訓練に関しましては、消防団員を対象に、檜山管内消防総合訓練が隔年で実施されておりますことから、各種広域での訓練を通じて、各消防署間の情報共有が図られているものと考えてございますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

まず、(1)からですが、これはたぶん担当課長が答えることになるのかなと思いますが、要は、組合で決めるのはリサイクルどうするこうする、それは分かりますが、現状は各自治体が色々創意工夫、濃淡、強弱ありますが、事実上は今各町がやっているのですよ、リサイクル。各町が。それで、一部事務組合、衛生処理組合が形の上では、道に対する分別収集計画というのがあるのですけれども、それには、南部衛生処理組合がリサイクルをやるということになっている。この実態と、計画の不都合というか、符合、符合、整合性が無いというか、ここをね、しっかりしていかなかったら、どうするのですか、ということなのですね。江差町として、どう考えているのですか、ということなのです。何も無いってことないですよ、色々問題点、町長も色々話してきました。で、端的にお聞きします。江差町として、考えを組合にどういう風に意見反映するのか。改めて、ちょっとお聞きします。それが一つ。

ちょっと(2)長くなっちゃうから、やめて、(3)にいきます。

あの、自賄い方式、色々難しいっていうのは分かります。最近で言うと、十勝が去年でしたか、あの十勝の町村あれ全部一つの消防に、組合消防になったのですね。あれ、全部で19、20、20近い町村があるのですが、あそこで喧々諤々の論議やっけて、自賄いはすぐには無くせない。しかし、自賄いについては、検討しなきゃならないし、それとは別にあの消防職員、団員さんも含めて統一的な職員の在り方だとか、広域訓練についても本当に統一的なものやりましょうということで、本当に真剣な論議やっているのですけれども、私この(3)出しましたのは、昨年、津波浸水予測、改めて北海道で出ました。ご存知ですよ、あの担当課長も、町長も、副町長も。あれを受ければ、改めて、もし地震・津波、あの予測のようなものがあつた場合は、まさしくあの地震対策、津波対策を広域的に、特に初動的には消防が担う、広域的なものは改めて構築しなければならぬ。そういう点では、すぐ自賄いが無くならないにせよ、本来、檜山で一つの消防本部なので、その実態として、本当に広域的な対応が可能なのかどうなのかって非常に心配です。日常的な訓練だつてどうなっているの、いやいや一週間も二週間もしたら自衛隊

が来るかもしれない、北海道警察も大々的に展開するかもしれない。でも、初動の部分では本当に地元の消防、その点では、その自賄いが仮にすぐ無くならないにしても、本来的な消防本部としての体制、今のあの広域行政組合の2階の体制、あれ正直言って消防本部の機能なんてどの位ありますか。消防長がどれだけ法律的に言う消防長の仕事やっていますか。分かりますよね。そういう問題意識があるので、(3)を言いました。改めて、担当課で構わないので、あのちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まず一点目の組合への、と言いますか、リサイクル、組合とするのか町とするのか、という立場の中で、組合への反映をどのようにしていくのかということだと思います。まずあの、第一義的と言いますか、あのゴミの減量化をするためにはですね、資源ごみを出さないということがまず第一だという風に思っております。そんな中で、組合としましても、今大きく動き出しているところなのかなという風にも感じております。今、町長がおっしゃったとおり、組合が軸となって取り進めている中で、各町は何をすべきなのか、そして組合と各町をどう分担していくのかということについても、あの構成各町と協議を重ねた上で、その方向性が決まっていくものかという風に思っておりますし、またあのそんなに長い時間ではなくて、短期間の中で、短期間と言いますか、あのある程度の時間の中で、最終的な方向性が見えてくるのではないかなというところでもありますので、ご理解頂きたいと思っておりますし、またあの江差町としましても、現状と致しましては、町内会、自治会のご協力を得ながら、あの空き缶回収でありますとか、ペットボトルの回収、これについてはですね、あの組合の方に計画はあるにしろ、町としても、過去から回収を行ってきたというところもありますので、土台についてはあるのかなという風にも思っているところでもあります。

それと、広域的な災害があった場合の消防本部の何て言いますか、指揮命令と言いますか、どういうことが出来るのかということだと思いますけれども。過去にも、ここでは南西沖地震という大きな大災害がございました。その中で、消防長も含めまして、消防本部として初動体制、奥尻にも派遣をしておりますし、そういう状況の中で南西沖地震については、消防活動をしてきているという状況もありますので、過去の経験を踏まえながら、現在の体制の中でもあの出来るのではないかなという風に私は思っているところがございますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、ちょっと言うつもりなかったのですが、その最後の、課長、南西沖地震だったらもしかしたらね、今の事実上、自賄いを基礎とした消防本部でも多分やれたでしょう、と思います。私も直接関わりましたから。でも、何回も言いますが、去年のあの津波予測、あれは本当にあんなもの起きてもらいたくない。100年後、200年後はともかくですよ。では、ないかもしれない、というのが今の国の考え方だし、当然我々だって考えなきゃならないですよ。あの予測で来たらどうするのって。ここら辺全部水浸しですよ。その対策を取るためには、あの他のこともやらなければならないけれども、まずはその救援救助する体制としての消防だって、あの本部で出来ると思いますか、課長。出来ないですよ。そういう人員だっていないのですから、あの消防本部には。事実上、各消防署なのですから、動いているのは。そういう点で、あのこれ意見にします。是非、あのこの点については、あのご検討頂きたい。

で、次は質問にします。再々質問、最後の質問。

リサイクルの問題ね、課長、さっき江差町としてもって話ありましたが、何度も言いますけれども、江差町だって、さっき各町でリサイクルがバラバラって話しましたけれども、江差町だってリサイクル、バラバラですよ。地域によって。ご存知だと思いますけれども。これが、あのともかく江差町で一元的にやっているっていうのだったら、組合の話はともかく江差町で頑張ってる、というのはあるけれども、例えば、古紙回収だとか粗大ごみについても各地域でやっていたりやっていなかったり、それから町内会無いところは全くやっていなかったり、ご存知ですよ。あるのですよ、そういうところ。で、そういうことについて、今、協議するかということ、結局放っておかれているのですよ。いや、古紙回収ここやってないからっていうことで、結果的に燃えるごみに出しているかもしれません。という点で、江差町のリサイクルも進まないっていうのが、今の、現状なのです。ここを打開するには、組合で、各町との協議が整わなかったら、江差町としてもしっかりとリサイクルやってもらいたい。分かりますね、言っていること。是非、それやってもらいたいのですよ。各町の組合任せだとか、今実際に江差町でやっていますとか、それこそ10年前、20年前に同じこと言っていますよ、ということです。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

私も組合の副組合長ですので、ただ今日あのこの立場でございますので、町としての考えを簡単に述べます。

まさしく、小野寺議員の方からも組合議会でもご提言があったし、あの組合の議会でもそれなりの答弁をしている状況だっという風に聞いてございます。今、私共江差町としての置かれている立場はそのリードする立場にやっぱりなっていかなければならない。いわば、組合でやるのか、各町でやるのかってこういうところですね、あの少しだけ言うと、各町の担当課長というか、担当者も3年か4年で異動になるものですから、リサイクルは組合だろうみたいな感覚での、計画書でもあるってということだったので、ここは議員おっしゃるとおり、まさしく不具合があるので、言いたいことは組合でやった場合には、これだけの施設整備かかるということ、次のこの確か聞いているところでは年内の中で具体的なことを担当者にも担当課というか、各町にももう一度きちっと、あのすり合わせではないですけども、あのおいて、そしてそれぞれの町の理事者にもお伝えを申し上げて、方向性を見出していくと、こういうところで、それぞれの各町にはバラバラなあのリサイクルの内容でございますので、そういう考えでございます、はい。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい、わかりました。町長も是非、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。